

議案第十一号

三朝町手数料徴収条例の一部改正について

次のとおり三朝町手数料徴収条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和四十九年三月十一日

三朝町長 松村喬成

昭和四十九年三月拾九日 原案可決

三朝町議会議長牧田禎

写

三朝町条例第 号

三朝町手数料徴収条例の一部を改正する条例

三朝町手数料徴収条例（昭和四十二年三朝町条例第三十一号。）の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「二十円」を「三十円」に改める。

別表を次のように改める。

別表

手数料の種類	金額
(1) 公簿、図面の閲覧	一件につき 五十円
(2) 印鑑に関する証明	一件につき 七十円
(3) 動産又は不動産に関する証明	一件につき 七十円
(4) 諸税に関する証明	一件につき 七十円
(5) 身元身分に関する証明	一件につき 七十円
(6) 住民票の写	一件につき 七十円
(7) 戸籍の附票の写	一件につき 七十円
(8) 死亡診断書、死体検案書及び 死産証書の謄本	一件につき 七十円
(9) その他の証明等	一件につき 七十円

附 則

この条例は、昭和四十九年四月一日から施行する。